## 規則

埼 玉県 税 条例 施行規則  $\mathcal{O}$ 部 を改正する規則をここに 公布す  $\dot{\tilde{c}}_{\circ}$ 

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県規則第八十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

に 改正する 埼玉県税条例施行規則 (昭和二十五年埼玉県規則第四 十  $\mathcal{O}$ 部 を次  $\mathcal{O}$ よう

五号) 則 定に 第三十一条第二項の 一条中 よる廃止前 を削る。 地 方税  $\mathcal{O}$ 地方法人 規定に 法等  $\mathcal{O}$ により 特別税等に関す 部 なおその を改正す 効力を有する る る暫定措置法 法 律 伞 成二 ŧ + のとされ (平成二十年法律第二十 八 年 法 律 た同法第九条 第  $\mathcal{O}$ 

三項」 二項」 号 五十三条第五十六項」 五十三条第五十三項」 十三条第五 の規定、 まで 八 を削 を を 十四四  $\mathcal{O}$ 七 「第五十三条第六十 「第五十三条第六十項」 · 号 中 条の 一 十 七 項」 表 「第五十三条第五十一 一 十  $\mathcal{O}$ を 五号及び を を lŧ, 「第五十三条第七十四 号中 「第五十三条第七十三項」 「第五十三条第七十 十八 一項」 又 に は に改め、 地方法 改め、 の六号 項」 を 中 同 人特 項 項」 表二十 同表二十 「第五十三条第六十八項」 マスは 別税」 に改め、 に Ė に改め、 改 地方 め、 を削 七 の二号中 法人特 の三号から ŋ 同表 同 表 同 <u>二</u> 十 二 十 別 表 「第五十三条第 「第五十三条第 八十 税」 三 十 八 八  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 号 [八<sub>]</sub> 号 九 に、 削 七 り、 の六 か 中 中 (九) 第五 号ま 匹 兀 同 第 ++ 表

別 記 様 式 第二十七号中 「又は地方法人特別税の申告書」 を 一の申 古書 」 に、 部第

4 1項」 0 項 舥  $\circ$ 9 型 に 改 8 「又は地方法人特別税等に関す  $\mathcal{O}$ 暫定措置法 舥

0 %」を削る。

記様式 第二十七 号  $\mathcal{O}$ 徭4 徭 4 2項」 0 屈 を 徭 徭 6  $\Omega$ 9 0 耳 屈 に 改 8

別

别 記様式第二十七号の三か 5 別記様式第二十七号の 六まで  $\mathcal{O}$ 規定中 「又は地方法

措置法第10条」を順る。 人特別税の申告書」や「の申告書」以故る、「又は地方法人特別税等に関する暫定

改める。 別記様式第二十七号の七(一)及び別記様式第二十七号の七(二)を次のように

## 別記様式第二十七号の七 (一)

所在地

法人名

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税決定

通知書 (納額告知書)

過少申告 造少申告 法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の不 申 告加算金決定

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

	事	業	税	
	摘    要	課税標準	税率	税額
	所 得 金 額 総 額	円		
所	年400万円以下の金額		/100	円
	年400万円を超え年800万円以下の		/100	
得	金額又は年400万円を超える金額		•	
割	年800万円を超える金額計		/100	
	1.7		/100	
-	軽減税率不適用法人の金額		/100	
付煙	付 加 価 値 額 総 額			
付 価 割	付 加 価 値 額		/100	
資本割	資 本 金 等 の 額 総 額			
割	資 本 金 等 の 額		/100	
収	収 入 金 額 総 額			
入割	収 入 金 額		/100	

埼玉県 県税事務所長 回

県 税			納税番号				
#	** F	nha		年	月	目から	
事	業年	度		年	月	目まで	
申 告	基	準 日		年	月	日	
申 告	納付	県民税		年	月	日	
期	限	事業税		年	月	日	
確定申	告書提出	年月日		年	月	日	
修正申	告書提出	年月日		年	月	日	
		県	民	税			
(使	途 秘	匿鱼	· 税	額 等	)	(	円)
法人税	法の規定	によって	こ計算し	た法人	税額		円
試験研究	で費の額等	€に係る法	こ人税額の	特別控	と除額		
還付	法 人	税額	等の	控 除	額		
退職年	金等利	黄 立 金	に係る	法 人	税額		
課税標準	となる法人種	<b>总額又は個別</b>	川帰属法人利	<b>説額の総</b> 額	領ア		
	道府県に事務 標準となる	*			. 1		
法人	税 割 額		ア又は~	ſ×-	100		
道府県	民税の	特定寄	附金税	額 控	除額		
税額技	空除超	過額相	当額(	の加(	算 額		
	《会社等に 別控除対						
外 国	の法人	税等	の額の	控 [	余 額		
仮 装 経	理に基	づく法。	人税割額	見の 控	除額		

年 月 日

合			計			1	事			業			税			額	i			
平	成	2	8	年	改	正	法	附	則	第	5	条	の	控	除	額				
事	業	税	į	の	特	定	í	崭	附	金	税	額	į	控	除	額				
仮	装	経	理	に	. 基	ţ,	づ	<	事	業	税	額	の	控	除	額				
差			引			3	事			業			税			額				
既	に	納	付	の	確	定	し	た	<u>.</u> ≚	í 期	分	の	事	業	税	額	i			
租	税	条	約	の	実	施	に	係	る	事	業 移	額	0	) 控	除	額				
差		引		過		不		足	1	事		業		税		額				
減少	/する!	事業科	説額の	りうち	仮装	経理	に基っ	づくì	過大申	告の	更正に	伴い	嬠越!	控除さ	れる	税額				
減少	ノする	事業	税額	のう	ち租	税条	約の	実施	に係	る更	正に肖	どい繰	越控	医除さ	れる	税額	i L			
			4	持足	川 注	き 人		業	税		は 均	也 方	法		特	別	税			
	摘						要			課税	標準			税	率			税	額	
	割に係る			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								円				/100				円
_	割に係る								<u> </u>							/100				
合		寺 另			-	業		,,,,	又					特別		- ,,,	-			
仮	装経 玛	里に	基づ	5 く 4	寺別:	法人		税	額又	は地	方法	人特	別移	1額 €	) 控	除額				
差	•	寺 另				業				は地				特別						
	こ納た																			
租利	兑条糸	」の3	ミ施!	に係	る特	別法	人事	業	锐額.	又は:	也方法	人特	別利	锐額 🤇	り控	除額	-			
	引過					人				又に		方法			引利					
	する特別																+			
	する特別		事 莱 柷	額又は			別柷額0	りりち		:約の実							-			
過		少		(	7		)		申		告	力	<u> </u>	算		<u>金</u>	-			
重		NIII.			力				t ata		<u>算</u>					<u>金</u>			~\/	skore
延	民 税	滞	立7 2本	金 田 .	<del>/</del>	で済り			控口		<u>余</u>	年				対	象	外	税	額
	氏 祝 業 税					『適月			月	日カ	· 10		月	日ま	Ċ					
-	来 祝 別 税	- T	部遙	1用・	一音	『適月	1	年	月	日カ	6	年	月	日ま、	で					
	定納	期	限				•				年	月	F	3						
更	正、清	央 定	又	ま 加	算金	: 決 ;	定の	理日	Ħ											
	- n									25 4 7	1 2-1	1	ω,,Σ	· horate	<b>4. 亚</b> .	ът÷.	- J- II	₩ <u>44</u> L	1.2. > 4	-1 /2/c 1

差	引	法	人	税	割	額			
既	に納付	の確定	した当其	月分の:	法人税	割額			
租	税条約。	の実施に	係る法	人税割	額の控	除額			
過	不	足	法 人	税	割	額			
均	算定期間	見中におい`	て事務所等	を有して	ていた月暮	数 ウ			月
等	均等	割額			円×	<u>ウ</u> 12			
割	既に納	付の確	定した	当期分	の均等	割額			
額	過	不 足	均	等	割	額			
過	不	足	県	民	税	額			
減少~	する法人税割額	[のうち仮装経理	に基づく過大申	告の更正に伴	(い繰越控除る	される税額			
減少	する法人税割	額のうち租税象	終約の実施に係	る更正に伴い	(繰越控除さ	れる税額			
分			事	業	税		県	民	税
割		従業者の	)数・固定 価	用固定	又は事業所の 資産の価額、 メートル数		従業	き者の	数
基	本 県								
準	総 数								

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、 審査請求書(正副2通)はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 別記様式第二十七号の七(二)

所在地

十 万

埼玉県

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の 決定

過少申告

通知書 (納額告知書)

法人の事業税・特別法人事業税の不 申 告加算金決定

重

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

				事			業	税				
		ŧ	商		要			課税標準	税	率	税	額
法 第		所	得	金	額	総	額	円				
第一		年	4 0 (	万円	以	下の	金 額			/100		円
七号	所得割		400万F 額 又 は	円を超え 年 4 0 0	<u>.</u> 年 8 0 万 円 を	0万円 超え	以下のる金額			/100		
- K	割	年	8 0 0	万 円	を超	える	金 額			/100		
条 掲					計							
		軽	減税	率 不 適	用法	: 人の	金 額			/100		
のげ	付価	付	加	価	値 7	額 総	額					
第一を	付加割	付	加	]	価	値	額			/100		
_ 事	資	資	本	金 等	の	額 #	総 額					
項業	資本割	鶭	本	金	等	の	額			/100		
法条項掲 第の第げ 七二二る	収入割	収	入	金	額	総	額					
十第号事 二一に業		収		入	3	金	額			/100		

		県	税										納	脱番を	<del>-</del>					
	事			業			年			度				4	F.	月		日か	6	
	<b></b>			未			4			及				生	F	月		日ま	で	
	申		告		基	Ş		準		日					年		月	日		
	申	告	納	付	県		J	民		税					年		月	日		
	期			限	事		100	業		税					年		月	日		
	確	定	申	告	書	提	出	年	月	日					年		月	H		
	修	正	申	告	書	提	出	年	月	日					年		月	日		
٦									県		民			税						
	(		使	汾	è	秘		著		金		税		額		等		)	(	円)
=	法	人		法の	_			よ	2	て	計	算	L	た	法	人	税	額	,	円
Э	試	験	汧 穷	き費	の	額	等 に	係	る	法	人	税	額(	の 特	別	控	除	額		
	環		4	法		人	杉		額		等	-	の	控		除		額		
	坯	1	,1	伝		八	17	Ē.	谼		寸		0)	fi		床		렍		
	退	職	年	金	씈	争	積	立	金	に	1	係	る	法	人	. 7	锐	額		
	課利	兑標準	ほとな	る法	人税	領又に	は個別	引帰点	属法	人税	質の	総額	į					ア		
	2 🖟	以上の	道府	県に	事務	听又!	は事	業所	を有	する	法人	にお	ò					1		
	ける	る課種	兑標準	生とな	る法	人移	2額ス	ては個	国別小	帚属剂	去人	税額	Į					1		
	法	人	税	害	1 2	額								ア又	1+1	×				
						织											1	.00		
	道	府	県	民	税	の	果	F 7	Ė	寄	附	金	秭	額	[ 控	re E	除	額		
	税	額	招	ė į	余	超	過	客	Ę	相	当	7	額	の	加	Ĵ	章	額		
	外	国	関 係	会	社 等	争 に	係	る	控修	余 対	象	所	得	税	頁 等	相	当	額		
	又		個 另			対	_			兑 客				, .	の	控	除	額		
_	外	玉		の	法	人		税	等	0	0	額	- (	カ	控	贸	È	額		
	仮	装	経	理	に	基	づ	<	法	人	税	i	割 名	額(	の :	空	除	額		
	1			_		_														

年 月 日

県税事務所長 印

法 第	所	所 得	全 金	額	総	額					差 引 法 人 税 割 額 既に納付の確定した当期分の法人税割額
第三	得割								-		20 1 11 10 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1
	割	所	得	金		額		/1	00		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
七											過 不 足 法 人 税 割 額
,号											均 算定期間中において事務所等を有していた月数 ウ 月
+ _ 12	付加個値割	付 加	価 亻	値 額	総	額					等 均 等 割 額 $\operatorname{H}  imes rac{\dot{\mathcal{D}}}{12}$
_	"割			_							割 既に納付の確定した当期分の均等割額
条 掲		付	加 1	価	値	額		/1	00		額 過 不 足 均 等 割 額
						i					過不足県民税額
のげ	資	資 本	金 等	の	頁 総	額					減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額
=	本割								_		減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額
一 る	割	資 オ	金	等	0)	額		/1	00		- W B D W
第											
_ 事	収	収 2	^	額	総	額					割 従業者の数・固定資産の価額 事務所又は事業所の数、発電用固定資産 従業者の数 の価額、軌道の延長キロメートル数 従業者の数
	八	収り	金	狽	形芯	积					基本県
項業	割	収	入	金		額		/1	00		準 総 数
合	l	計			業		税		額		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額
	· 10								_	-	
	業が			寄				-	額		
	支 経	理に		•	事 業				額		既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額
差		引	事		業		税		額		租税条約の実施に係る特別法人事業税額
既に	納	付 の	確定	した	当	期	分の事	業税	額		差引過不足特別法人事業税額
租税	条	約の	実 施 (	に係	る事	業	税 額 の	控除	額		減少する特別法人事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越増除される税額
差	引	過	不	足		事	業	税	額		減少する特別法人事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額
減少す	る事業	兇額のうち	仮装経理に	こ基づくi	過大申告	の更正	Eに伴い繰越控	除される税	額		過少(不)申告加算金
減少す	る事業	税額のう	ち租税条券	約の実施	に係る	更正り	こ伴い繰越控	除される税	額		重 加 算 金
			特	別		事					延滞金の控除期間対象外税額
		摘		要		Ť	課税標準	税率	П	税額	県民税   全部適用・一部適用   年 月 日から 年 月 日まで
<b>法第79</b> 多	の2第1	11.4	げる事業の所得		別法人事業	総額	円 円	/1	00	円	車業科
			げる事業の収力				1.1	/1	_	1,	
			げる事業の収え					/1	_		\ <u> </u>
					加佐八爭亲		- 446		_		
合	計	特	別	法	人	事	業	税	額		更正、決定又は加算金決定の理由

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正副2通)はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

0 ※」を削る。 収猶予」や「徴収猶予」以改め、「又は地方法人特別税等に関する暫定措置法第1 別記様式第二十八号の五及び別記様式第二十八号の六中「又は苦方強人帯別党選

以、「第53条第57項」を「第5 別記様式第二十八号の七中「※5 3条第50項前段」や「第5 3条第74項」に改める。 3条第67項前段」

る。 別記様式第二十八号の九中「※5 3条第5 5項」を「第53 条第7 2屆」に改め

別記様式第六十五号の五から別記様式第六十六号までを次のように改める。

					h-	事項	その他の	件					巴笛	診設備の	車両叉は	た機械、	更が生じ	将		200	
(宛先) 埼玉県					:記のとおり:	3 法人の代表者	〔該当に〇〕 住所又に 1 若しくは事 9 FAマはA	間 見 込		年間見	用	L	澿			所有者	名	Æ	機械、車変り	免 税 軽 油 使用者証番号	
^	Ш≒	来 凡	ŧ :	申 請 年 月 日 住所又は事務所若しくは 事 業 所 所 在 地	上記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に変更があつたので、	古 表	〔該当に〇〕 住 所 又 は 事 務 所 若しくは事業所所在地 Fをマロタ新	所要数量合		込所要数量	杀	山数	炼	軸 馬 力	型	所有者の氏名又は名称	客	所 在 地	車両又は設備の 更 内 容	第	免
税事務所長		名		年 務:	記憶の引			型性									,			号	抵
Яш	氏 名	巻 (	件	田田の日本に入りませた。	敗事項	1601	109										No.		(該当に 1 追加 1 海畑 2 廃止 3 その他	免税有	牌
		ш	mis	[4 77 —	に変更	変更	漫												(該当に〇) 追加 廃止 RAの他	免税軽油使用者証 有 効 期 間	畄
					がもし	溆	書			IJ ッ										描記	魚
				伴	たのさ			-	-	, 7									3 2 1		用
				旦													No.				琳
				ш	強火を														(該当に〇) 追加 廃止 その他		門
					書換えを申請します。			リットル		IJ ッ										年	111111
	mili				# H			7	-	7 7							No.		3 2 1	Я	碶
	電話							港									٩		に対している。日本語は日本語は日本語は日本語は日本語は日本語は日本語は日本語は日本語は日本語は	日から	#
								3											ñ	07	開
								漢	善	IJ »										年	1111111
										7 7							No.		3 2 H	Я	
																	,		[該当に〇] 追加 廃止 その他	д Ж	
								リットル	リットル	リットル									$\smile$		

					71,	F	税。	5 免	岚			免 税 軽 油 使用者証番号	
(宛先) 埼玉県	五 五 企	住所又は事事を業の所	年月	免税軽 上記のとおり 免	返納理由[該当に○]	\$ \$	\$	~	<u>~</u>	∽	有効期間	整 油 第	<b>少</b> 中 日
税事務所長	路 郑 天	務所若しく所在な	ш	免税軽油使用者証 免 税 証	<ol> <li>有効期</li> <li>その他</li> </ol>						業	神	-
Иш	TI-4	臣朴		を返納します。	有効期間が満了したため その他 (						種類リットル券	免税軽油使用者証 有 効 期 間	免税軽油使用者証 免 税 証
				ян Д °	たため						記号	串	使用者証 返証
	細 指					\$ <u></u>	\$	~	<i>&gt;</i>	~	番号	月 目から	約書
											·	年 月	
					· ·						数 量 カ フットル	が ま 田	

			Ħ	税	免		免使						
返 納 を命じる理由	返 納 期	<i>&gt;</i>	<b>&gt;</b>	<b>&gt;</b>	~	有効期間	. 税 軽 油 用者証番号	住所又は事務所若し 事 業 所 所 在	埼玉県税条例第46				
	限					業	第		条の15第5項の規定		森		免 税 軽 油 免
					リットル学	種類	免 稅 軽 油 使 用 者 訌 有 努 勞 間		ごにより、下記の免				1 使 用 者 証 税 証
	年月	<b>&gt;</b>	<b>`</b>	\$	Ş	記号・番号	年 月 日		埼玉県税条例第46条の15第5項の規定により、下記の免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じます。	- 本 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、			返納命
	ш				菜	枚 数	ي م		免税証の			烧 解中	事
					\(\frac{1}{2}\)	数 :	年月		返納を命じま	税事務所長		月	
						费	ш Ж М		्र	田		田华	

注意 この通知書に記載る別月以内に埼玉別 3 か月以内に埼玉別県税事務所を経由1 原が、処分の取消1 6 番番請求をしたも埼玉県を被告として 職された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して 「黒知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく して提出することにより行つてください。また、前記の審査請求を行つたか否かにかかわ しの訴えを提起することもできます。処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取つた日 「場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、 で(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

上記のとおり届け出ます。 年 月 日 住所又は事務所計事 業 所 所 耳 業 所 所 氏 名 ( 名 (宛先) 埼玉県 税事	纷 失 單 由	\$ ~	~	~	\$ ~	有効期間		及分曰
1 44 , IN THE						業種		
で 本 氏 が に な が は が は ままま か					リットル券	種類	忩	免
					**	뺩	米	税証
		\$ ~	~	~	\$ ~	号•番	<b>汝</b>	渗
武						坦	7	失届
					첫	枚数		
					リットル	数		
						摘要		

別記様式第八十一号から別記様式第九十号までを削る。

**所** 

- 各号に  $\mathcal{O}$ 定め 規則 は る 日 か 公 5 布 施  $\mathcal{O}$ 行 日 する カゴ 5 施 行 す る。 た だ 次 0 各号に 揭 げ る規定は 当該
- 号 第 四 か ら 兀 別 条の 記様式第九十号までを削る改正規定 表 (八) +一 号 か 九十号 までを削 る改 令和四年 正規定及 月 び 別記様式 八 +
- 三条第六十項」 同 表 第四 <u>二</u> 十 +八 兀 条の 0 (t 表 号 に 二 十 改  $\mathcal{O}$ 8 改正規定 七号 る改正規定に限る。  $\mathcal{O}$ 改正規定 同 表 二十八 (「第五 0 ` 八 号の 同表 十三条第四十二 改 二十七 Œ 規定及  $\mathcal{O}$ 項 び 号 同  $\mathcal{O}$ 表二十八 を 改正規定、 「第五 の +
- [九] 号 9  $\mathcal{O}$ に 改 改 正 規定並 める改 正 び 一規定に に 別 記 限 様 る。 式第二十 ·七号 別記様式第二十七号の  $\mathcal{O}$ 改正規定 徭 徭 4  $\mathcal{O}$ 1項」 0 改正規定、  $\Omega$
- 規定、 正規定、 記様式第二十七号 様 式 第七 別 記 別記様式 十四号 様式 第六 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 +七 五号の  $\mathcal{O}$ 改 Ē 号 規定 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ カュ 七 改正規定 5  $\mathcal{O}$ 改正 別記 令 和 様式第六 規定、 兀 |年四月 別記様式第二十七 別記 +六 様 号 式 第二十 まで 号  $\mathcal{O}$ · 八 号 改  $\mathcal{O}$ 正 七 規定  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ 九 及  $\mathcal{O}$ 改 び 改 別 正
- 2 分  $\mathcal{O}$ こ の 規 削に 所要 よる改  $\mathcal{O}$ 調整を Œ 前  $\mathcal{O}$ 使用 埼玉 - 県税 することが 条例施行規則に できる。 定 8 る 様式 に ょ る用 は 当